

群ト協発第179号

令和6年1月17日

会 員 各 位

一般社団法人群馬県トラック協会

会 長 武 井 宏



### 群馬県燃油高騰対策支援金のご案内

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

群馬県では、運輸事業者等が受ける燃油高騰の影響を緩和し、運輸事業の縮小による県民への影響を防止することを目的としたみだしの支援金を交付することとしました。

会員事業者の皆様については、当協会が受付窓口となりますので、下記の制度概要をご確認の上、必要な書類を整え、当協会事務局あてに郵送などによりお届けください。

### 記

1. 支援対象      県内の一般貨物運送事業者  
                    (被牽引車および霊柩車は除く)
2. 支 援 額      貨物自動車          1台当たり      10,000円  
                    軽貨物自動車      1台当たり      3,000円
3. 申請期日      令和6年2月29日(木)必着  
                    (ア) 郵送先 〒379-2194  
                                前橋市野中町595  
                                (一社)群馬県トラック協会 あて  
                    (イ) 持 参  
                                土日祝日を除く 9時 ～ 16時30分
4. 要綱・様式      群馬県のホームページを確認の上、ダウンロード願います。  
                                <https://www.pref.gunma.jp/page/620604.html>

要綱・様式の入手が困難な方は、ご連絡ください。

## 5. 提出書類

- (1) 様式第1号(第7条関係) 支援金申請書
- (2) 様式第3号(第7条関係) 環境エネルギー対策に向けた取組計画書
  - ※ すべての□にチェックを入れてください。
  - ※ 2 その他(具体的な取組内容について記載)については、あれば記入してください。
- (3) 一般貨物自動車運送事業に係る許可書または認可書の写し
- (4) 法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書) 写しでも可
- (5) 車検証の写し
  - (電子車検証の場合は、電子車検証および自動車検査証記録事項の写し)
  - ※ 申請するすべての車両分を提出してください。
- (6) 県税の納税証明書
  - ※ 国税、市町村税、自動車税の納税証明書等の間違いが多いので、ご注意願います。
- (7) 群馬県 暴力団排除条例等に関する誓約書
- (8) その他申請に必要な書類
  - ※ 様式第4～6号については、申請時は不要です。

## 6. その他

- (1) 申請は、1事業者につき1回限りです。県内に複数の事業所を有する事業者の方は、いずれかの事業所が取りまとめて申請してください。
- (2) 県外本社の事業者でも、営業所が群馬県内であれば支援対象となります。
- (3) 車両台数の基準日は、支援金申請書の提出日となります。
- (4) 支援金申請書(様式第1号第7条関係)に記入した申請額・台数等の訂正印による修正は不可です。再度作成の上、提出していただきます。

(本件についての問い合わせ先)

(一社)群馬県トラック協会

総務部

Tel 027-261-0244